

加工食品の原料原産地表示制度に 関する検討会中間取りまとめ

平成28年11月29日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

2 加工食品の原料原産地表示制度について

現在、生鮮食品には原産地の表示が、加工食品についても、輸入品には原産国名の表示が義務付けられ、国内製造の一部に原料原産地名の表示が義務付けられている。

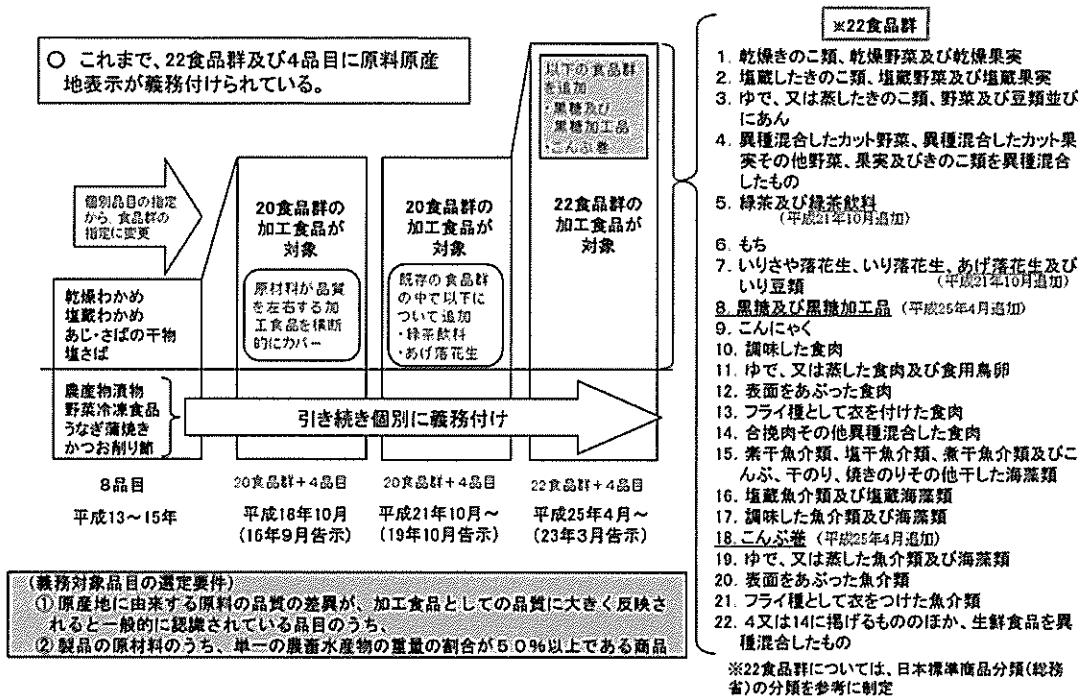
加工食品の原料原産地表示制度は、平成 13 年から、個別の 8 品目について順次義務化を導入した後、平成 16 年には、現行の原料原産地表示制度の原型となる横断的な要件を定め、対象を 20 食品群と 4 つの個別品目に拡大し、その後は要件に従って義務表示対象品目の追加を検討してきた。

しかしながら、義務表示対象品目は、現在までの約 10 年間、平成 21 年に 20 食品群を変えずに緑茶飲料及びあげ落花生を追加、平成 25 年に黒糖及び黒糖加工品並びにこんぶ巻の 2 食品群を追加したのみで、22 食品群と 4 品目にとどまっている。 [図 1 参照]

「加工食品の自主的表示等の状況調査」においては、義務表示対象の商品の全体に占める割合は、1 店舗内の商品ベースで約 11% にすぎず、また自主的に何らかの産地情報を表示している商品も、全体の約 16% にとどまっている。 [図 2 参照]

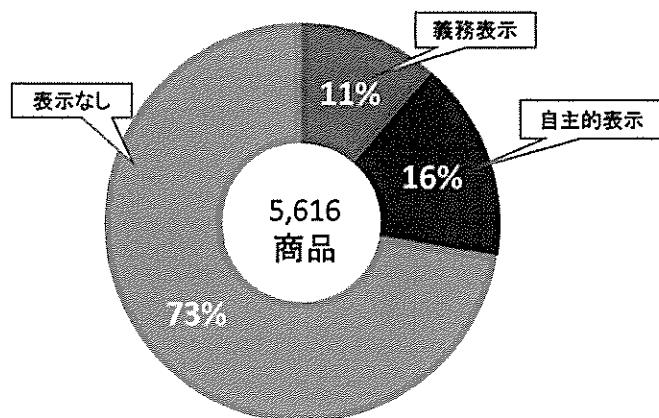
本検討会では、このような従来の方法に従った原料原産地表示制度の拡大の検討には限界があることに鑑み、全ての加工食品を対象とする表示方法として、現行の国別重量順の表示制度を基本としつつ、それが困難な場合としてどのような状況が想定されるか、そしてそのような場合でも対応可能であり、消費者の求める情報が提供可能な表示方法を模索した。

[図1] 原料原産地表示対象品目拡大の推移



第1回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から(一部追記)

[図2] 対象製品に占める義務表示対象商品、自主的表示商品の割合



第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料3から
 ※ 平成28年5月、総合スーパー1店舗の原料原産地の表示がされている加工食品の割合やその表示内容について実地に調査。
 ※ 義務表示対象の商品は全体の11%、自主的表示されている食品は全体の16%を占めた。

3 今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方

「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）は、食品の表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することなどを目的として表示を義務付ける制度であり、原料原産地表示の目的もこれと異なるものではない。

また、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まりを受け、消費者基本計画では、「消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援」を基本として、原料原産地表示の拡大を含め、食品表示に関する充実と信頼を確保することが明記されている。

このような趣旨を実現するために、次の観点から検討を進めてきたところである。

（1）表示の必要性

消費者調査では、加工食品を購入する際、原料原産地名を参考にしている消費者は約 77% に上ることからも、原料原産地表示は、消費者にとって商品選択をする際の重要な情報とされている現状にある。【図 3、図 4 参照】

このため、表示に当たっては、後述の事業者の実行可能性を考慮しつつも、分かりやすさが求められ、全ての加工食品に共通する表示制度としてそのような視点も踏まえ検討したところである。

一方で、インターネット等を通じた加工食品に対する企業の情報提供の充実に向けた努力は、加工食品に対する消費者の信頼を確保する上で重要である。

4 今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法

(1) 義務表示の対象

義務表示の対象となる加工食品及び原材料について、全ての加工食品について、重量割合上位 1 位の原材料の原産地を義務表示の対象とする。

ア 義務表示の対象となる加工食品

原料原産地表示は、商品選択の際の重要な情報であり、国内で製造し、又は加工した全ての加工食品を義務表示の対象とすることが適当である。

しかし、現行の食品表示基準に則して、引き続き、以下の場合には、原料原産地表示を要しないこととすることが適当である。

- ・ 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡(販売を除く)する場合
- ・ 容器包装に入れずに販売する場合

また、以下の場合には、現行のとおり原料原産地表示を省略することができるとしていることが適当である。

- ・ 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合

イ 義務表示の対象となる原材料（対象原材料）

消費者への情報提供の観点からはできるだけ多くの原材料を義務表示の対象とすることが望ましく、製品に占める重量割合が上位 2 位、3 位までの原材料を対象とすべきとの意見があつたが、事業者の実行可能性も勘案し、製品に占める重量割合上位 1 位の原材料を義務表示の対象とすることが適当である。

なお、事業者が自主的に重量割合上位 2 位以降の原材料についても、原料原産地表示を行うことを妨げない制度とすることが適当である。

また、いわゆる「冠表示」は、特定の原材料の名称を、商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示方法を一般に指すが、食品表示法の定義ではなく、また、新たに定義付けることも困難であるため、義務表示ではなく、国がガイドライン等を示すことにより普及していくことが適当

である。

(2) 義務表示の方法

「国別重量順表示」を原則とする。ただし、「国別重量順表示」が難しい場合には、消費者の誤認を防止するための方法を明確にした上で、例外の表示を認める。

対象原材料の産地について「国別重量順表示」を原則とする。表示方法については、基本的には、既に定着している現行の「国別重量順表示」の方法によることが適當である。〔図6-1参照〕

具体的には、対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示することを原則とするが、原産国が3か国以上ある場合は、現行ルールと同様、3か国目以降を「その他」と表示することができるとすることが適當である。〔図6-2参照〕

〔図6-1〕 「国別重量順表示」の表示例①

(国別重量順表示)

名 称 ポークソーセージ
原材料名 豚肉（カナダ、アメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料、

※添加物は省略。

名 称 小麦粉
原材料名 小麦（アメリカ、カナダ）

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

〔図6-2〕 「国別重量順表示」の表示例②

(「その他」を用いた表示)

名 称 ポークソーセージ
原材料名 豚肉（カナダ、アメリカ、その他）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※添加物は省略。

名 称 小麦粉
原材料名 小麦（アメリカ、カナダ、その他）

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(3) 義務表示の例外

(2) のように、対象原材料の産地については、「国別重量順表示」を原則としつつ、産地切替えにより容器包装の変更が必要となるなど、当該商品での「国別重量順表示」が難しい場合や、対象原材料が中間加工原材料である場合にも、消費者にできる限り充実した産地情報を提供する制度とすべきであり、表示を全くしないことを許容したり、あるいは、原則以外の表示を一切禁止するということは適当でない。しっかりととした条件付けの下で、実行可能な代替的な表示を義務付ける表示ルールを定め、いずれかの表示を行うこととすべきである。また、その際、消費者の誤認が生じないよう適切な措置をとることも必要である。

具体的には、一定の条件を満たす場合には、過去の実績等を踏まえた「可能性表示」、「大括り表示」を認めるとともに、中間加工原材料についての表示は、当該中間加工原材料の「製造地表示」を認めることとし、消費者の選択に資する情報を含む表示を行うことを義務付けることにより、情報提供の範囲をできるだけ拡大することが適当である。

なお、「大括り表示」は認めるが「可能性表示」及び「製造地表示」の代わりに「原産地不特定」とする提案や、「国別重量順表示」が難しい場合に原産地を表示しないとする提案については、消費者にできる限り充実した産地情報を提供する制度とする観点から適当でないとされた。

ア 可能性表示（「又は」表示）

「国別重量順表示」を行った場合に容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、過去実績等を踏まえた表示（以下「可能性表示」という。）を行うことができる。

（表示方法）

「可能性表示」とは、使用可能性のある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の取扱い実績等に基づき表示されるものである。【図7-1参照】

現行の食品表示基準と同様、原産国が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができるものとする。【図7-2参照】

[図 7-1] 「可能性表示」の表示例①

(外国の産地を「又は」でつないで表示)

名 称 ポークソーセージ 原材料名 豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料
--

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順 ※添加物は省略。

名 称 こいくちしようゆ 原材料名 大豆（アメリカ又はカナダ又はブラジル）、小麦、食塩
--

※大豆の産地は、平成〇年から2年間の取扱実績順 ※添加物は省略。

(外国産と国産を「又は」でつないで表示)

名 称 ポークソーセージ 原材料名 豚肉（アメリカ又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順 ※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

[図 7-2] 「可能性表示」の表示例②

(「その他」を用いた表示)

名 称 ポークソーセージ 原材料名 豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年までの使用予定の順に基づき表示

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(認める条件)

「可能性表示」は、あくまで例外の一つであり、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、「国別重量順表示」を行おうとした場合には、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である。

(誤認防止)

「可能性表示」について、商品と表示の内容が一対一で対応せず、消費者が誤認する可能性について指摘された。しかしながら、原料原産地表示を求める消費者の要望に応えていくためには、原料原産地に係る情報提供を広げていくことをまず第一に考え、その上でそれを受け取る消費者が誤認するリスクの低減を図っていくことが適当である。このため、消費者の誤認が生じないよう、過去の使用実績等に基づく表示であることを

原産地の表示とともに容器包装に注意書きするなど、明確な根拠を持った表示である旨の注意書きを付記せることとすることが適当である。

「可能性表示」は、商品に使用されている可能性がある原産地の原材料について、使用実績又は使用計画等の明確な根拠に基づき産地を列挙する方法であることから、表示されている産地の原材料が全て使われているとは限らず、例えば、表示された国のうちの1か国のみが使われている場合もあるが、使用可能性のない国名が表示されることはなく、表示された国名以外の原産国の原材料が使われることもない。また、使用実績又は使用計画により、重量割合の高いものから順に産地を表示する必要があり、一定の期間を通じて、使用割合が高いと見込まれる原産国名が上位に表示され、逆に、使用割合が少ないと見込まれる原産国名は下位に表示される。以上のことから、消費者の食品選択に当たり、有意な情報を提供する方法であると考えられる。

イ 大括り表示（「輸入」表示）

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して容器包装の変更が生じると見込まれる場合には、「大括り表示」を行うことができる。

(表示方法)

「大括り表示」とは、3以上の外国の産地表示を「輸入」と括って表示する方法である。[図8-1参照]

なお、輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品（合計）と国産との間で、重量の割合の高いものから順に表示するものとする。[図8-2参照]

[図8-1] 「大括り表示」の表示例①

(外国産のみ使用)

名 称 ロースハム
原材料名 豚ロース肉（輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、食塩

※添加物は省略。

名 称 こいくちしょうゆ
原材料名 大豆（輸入）、小麦、食塩

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

[図 8-2] 「大括り表示」の表示例②

(国産と外国産を混合して使用)

名 称 ロースハム 原材料名 豚ロース肉（国産、輸入）、糖類（水あめ、砂糖）、食塩
--

※添加物は省略。

名 称 こいくちしょうゆ 原材料名 大豆（輸入、国産）、小麦、食塩

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(認める条件)

「大括り表示」も、あくまで例外の一つであり、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて「国別重量順表示」を行おうとした場合には、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「国別重量順表示」が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である。

「大括り表示」については、外国の産地国名が表示されず、特定の国を知りたいという消費者の要望に応えていないとの指摘があった。しかしながら、国産原料か外国産原料かは明確であり、少なくともこの情報を知りたい消費者にとり有意な表示であると考えられる。

「輸入」と表示されれば、当該商品の重量順第1位の原材料には国産は使用されていない、「輸入、国産」と表示されれば、当該商品の原材料として、輸入と国産が混合して使用され、輸入の割合の方が多い、という情報が提供されることとなる。

なお、外国の産地が2か国までの場合は、「大括り表示」は認められない。

ウ 大括り表示+可能性表示

「大括り表示」を用いても容器包装の変更が生じると見込まれる場合のみ、「大括り表示+可能性表示」を行うことができる。

(表示方法)

「大括り表示+可能性表示」とは、過去の取扱実績等に基づき、3以上

の外国の産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示できるとする方法である。【図9参照】

[図9] 「大括り表示+可能性表示」の表示例

(表示例)

名 称 ポークソーセージ
原材料名 豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順 ※添加物は省略。

名 称 小麦粉
原材料名 小麦（輸入又は国産）

※小麦の産地は、平成〇年の取扱実績順

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

(認める条件)

「大括り表示+可能性表示」は、対象原材料の過去一定期間における国別使用実績又は使用計画（新商品等の場合には今後一定期間の予定）からみて、「大括り表示」を行おうとした場合には、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じ、「大括り表示」のみでは表示が困難であると見込まれる場合に限り認めることが適当である。

(誤認防止)

ただし、消費者の誤認が生じないよう、過去の使用実績等に基づく表示であることを原産地の表示とともに容器包装に注意書きするなど、明確な根拠を持った表示である旨の注意書きを付記させることとすることが適当である。

「大括り表示+可能性表示」は、その必要性について疑問が指摘された。しかしながら、事業者に対する調査によれば、図10で示された事例の様に、対象原材料について、3か国以上の外国から輸入するとともに輸入品と国産の割合が、製造の月単位、季節単位で変動する場合などもあることを事業者から示されている。このため、この調達方法の実情に沿った実行可能な表示方法は、「輸入又は国産（国産又は輸入）」といった「大括り表示」に「可能性表示」を加味した表示となる。

また、この表示については、どのような情報が提供されるのか分かりにくいとの指摘もあった。しかしながら、ルールを正しく理解すれば、例え

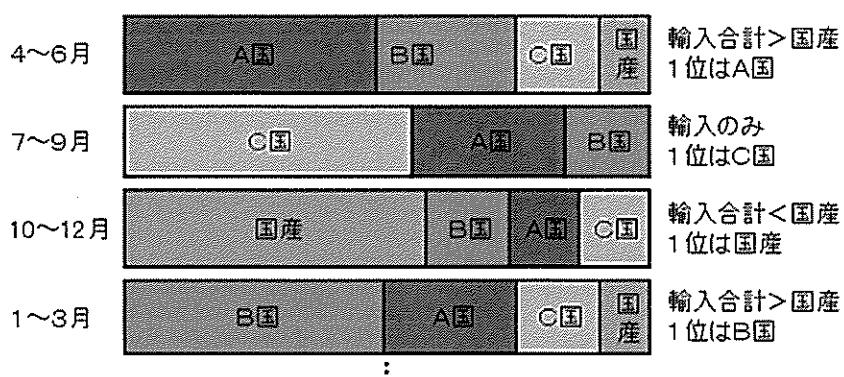
ば「輸入又は国産」の表示であれば、①一定の期間を通じてみると、国産よりも輸入の割合が高いこと、②輸入国数が3か国以上であることを示すものであり、消費者の選択に資する一定の情報を提供することができる。

さらに、原産国を知りたいという消費者の要望に応えていないとの指摘もあった。しかしながら、当該原料について、図10のような調達方法となっている場合には、実行可能な表示方法として、最大限消費者に情報を提供できる案と考えられる。なお、このような事例が全体の中に占める割合はかなり小さいと見込まれる。

以上のことから、「大括り表示+可能性表示」は、使用できる条件を明確にした上で、認められる表示方法の一つとすべきと考えられる。

[図10] 「大括り表示+可能性表示」が認められる条件例

対象原材料の国別使用割合の月別実績



第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

エ 中間加工原材料の製造地表示

対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「○○製造」と表示する。

(表示方法)

中間加工原材料の「製造地表示」とは、対象原材料が中間加工原材料である場合に、当該原材料の製造地を「○○(国名) 製造」と表示する方法である。[図11-1 参照]

ただし、中間加工原材料である対象原材料の原料の産地が判明している場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該原料名とともにその産地

を表示することができるとすることが適當である。 [図 11-2 参照]

[図 11-1] 中間加工原材料の表示例①

(製造地を表示)

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖
※添加物は省略。	
名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、水あめ、砂糖、ショートニング、植物油脂、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドペースト、準チョコレート、食塩
※添加物は省略。	
名 称	食パン
原材料名	小麦粉（国内製造）、糖類、ファットスプレッド、米粉、パン酵母、脱脂粉乳、食塩、発酵種
※添加物は省略。	
名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（ドイツ製造又は国内製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖
※りんご果汁の製造地は、平成〇年の取扱実績順 ※添加物は省略。	

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1を基に作成

[図 11-2] 中間加工原材料の表示例②

(中間加工原材料の原料の産地を表示)

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー）、果糖ぶどう糖液糖、果糖
※添加物は省略。	
名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート（カカオマス（カカオ豆（コートジボワール、ガーナ、インドネシア））、砂糖、ココアパター）、…
※添加物は省略。	

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1を基に作成

(表示の必要性)

中間加工原材料は、生鮮原材料と同様に対象原材料そのものであることから、中間加工原材料の「製造地表示」は、アヘウで示された「可能性表示」や「大括り表示」などの「国別重量順表示」の例外としての位置付けとは異なる取扱いが必要である。

加工食品は、同一品目の商品であっても、自社工場で生鮮原材料から一貫して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原材

料を使用して製造する場合もあり、その製造方法は多種多様である。

こうした中間加工原材料について、生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難なため、仮に、生鮮原材料のみを義務表示の対象とした場合、市場には、同一品目の商品であっても、原料原産地表示がされているものと、そうでないものが混在することになる。また、生鮮原材料から一貫して製造している場合のみ義務表示の対象とすることは、事業者間の不公平感を生じさせるおそれもある。

一方で、中間加工原材料は、それ自体が1つの加工食品であり、生鮮食品と同じように流通している。食品表示基準では、輸入された加工食品については、製造された国名（原産国名）を表示することを義務付けており、加工食品の原材料である加工食品（＝中間加工原材料）についても、それがどの地域、国で製造されたかの情報は、消費者の選択にとって有用な情報であると考えられる。

以上のことから、事業者の実行可能性を踏まえ、対象原材料が中間加工原材料である場合には、この「製造地表示」を表示させることとした上で、対象加工原材料の原料の産地が判明している場合には、当該産地を表示することを可能とすることとする。なお、「製造地表示」においても、製造地の「国別重量順表示」を原則とし、「製造地表示」での「可能性表示」や「大括り表示」の例外を認めることが適当である。

中間加工原材料の「製造地表示」について、中間加工原材料の原料である生鮮原材料の産地と消費者が誤認する可能性について指摘されたが、現在の表示制度において「○○加工」であれば生鮮原材料の産地を示すものではなく、表示可能であるとの整理が既になされている。

検討会では、表示方法として、当初、「○○加工」が検討されたが、「加工」であれば、単なる切断や混合等を行った場合にも原産国として表示が認められることになりかねないため、更に厳格に、「○○製造」として、「製造」すなわち、その原料として使用したものとは本質的に異なる新たな物を作り出した場合に限り、その製造が行われた国を表示させることが適当である。

（4）義務表示に共通する事項

ア 誤認防止

新しい表示方法を導入するに当たり、誤認防止策を講ずることは、消費者が自発的かつ合理的に食品を選択する機会を確保するために重要である。このため、使用割合が極めて少ない産地については、消費者の誤認が生じないよう、例えば、割合を表示する、又は〇〇産と表示しないなどの表示方法を講ずることが適当である。

中間加工原材料の「製造地表示」について、消費者に生鮮原材料の産地と誤認されないようにすることを含め、新しい表示方法について、消費者の正確な理解に資するよう、行政や関係者による説明会や勉強会の開催、事業者による消費者の疑問に対する自主的な対応など、国、事業者、消費者団体による消費者啓発が行われることを期待し、消費者も自ら積極的にそれらに参加することが求められる。

イ 表示媒体

消費者調査では、産地情報を入手する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約 93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約 18%となっていることから、消費者は産地情報の入手に当たって、容器包装の表示を参考としている場合が圧倒的に多い[図 5 参照]。また、特に高齢者などの中にはインターネットリテラシーが十分でない方もいることから、義務表示は容器包装への表示により行うことが適当である。

なお、義務表示は容器包装への表示により行うものとするが、補足的にインターネットなどにより詳細な情報提供を行うため、事業者は自主的かつ積極的な情報提供に努めることが適当である。

[図 12] インターネットによる情報提供の表示例

(インターネットによる情報提供のイメージ)

名 称 ポークソーセージ
原材料名 豚肉(国産又は輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、還元水 あめ、食塩、香辛料

※豚肉の産地は、平成〇年の取扱実績順

※主要な原料の産地の詳細については、〇〇ホームページ、お客様相談室にお問合せください。

※添加物は省略。

第9回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から

加工食品の原料原産地表示の拡大

対象加工食品：国内で製造した全ての加工食品
 (ただし、現行同様、外食、いわゆるインストア加工等を除く。)

対象原材料：製品に占める重量割合上位 1 位の原材料

表示方法：

現行同様、国別重量順に表示

例：(A国、B国)

(A国、B国、その他)

実行可能性を踏まえ、認められる条件、誤認防止への対応を定めた上で、以下の規定を導入

可能性表示

例：(A国又はB国)
 (A国又は国産)
 (A国又はB国又はその他)
 と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、産地切替えなどのたびに容器包装の変更を生じると見込まれる場合

大括り表示

例：(輸入)
 (輸入、国産)
 と表示しても可

国別重量順表示を行った場合に、3以上の外国の産地表示に関して、産地切替えなどのたびに容器包装の変更が生じると見込まれる場合

大括り表示+可能性表示

例：(輸入又は国産)
 と表示しても可
 過去実績又は計画に基づく表示である旨を付記

中間加工原材料の製造地表示

[対象原材料が中間加工原材料である場合]

例：(A国製造) (国内製造)

*生鮮原材料まで並べて表示できる事業者は、表示しても可

*製造地表示においても、国別重量順表示を原則としつつ、可能性表示など上記の考え方を準用

その他：

- 義務表示は、食品の容器包装に表示する。
- 可能性表示や大括り表示等をした場合は、インターネットなどにより、自主的に補足的な情報開示に努める。
- 実施までに一定の経過措置期間をおく。
- 制度内容や用語の意味等について、消費者啓発を推進する。

原料原産地表示対象品目拡大の推移

○これまで、22食品群及び4品目に原料原産地表示が義務付けられている。

以下の食品群
を追加
・黒糖及び
黒糖加工品
・こんぶ巻

22食品群の
加工食品が
対象

20食品群の
加工食品が
対象

20食品群の
加工食品が
対象

個別品目の指定
から、食品群の
指定に変更

原材料が品質
を左右する加
工食品を横断
的にカバー

既存の食品群
の中で以下に
ついて追加
・緑茶飲料
・あげ落花生

乾燥わかめ
塩蔵わかめ
あじ・さばの干物
塩ささ

農産物漬物
野菜冷凍食品
うなぎ蒲焼
かつお削り節

引き続き個別に義務付け

8品目	20食品群 + 4品目	22食品群 + 4品目
平成13～15年	平成18年10月 (16年9月告示)	平成21年10月～ (19年10月告示)

平成25年4月～
(23年3月告示)

18. こんぶ巻

19. ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類

20. 表面をあぶつた魚介類

21. フライ種として衣をつけた魚介類

22. 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異
種混合したもの

※22食品群

- 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び豆類並びにあん
- ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
- 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの

- 綠茶及び緑茶飲料
(平成21年10月追加)
- もち
- いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及び
いり豆類
(平成21年10月追加)
- 黒糖及び黒糖加工品
(平成25年4月追加)
- こんにゃく
- 調味した食肉
- ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵
- 表面をあぶつた食肉
- フライ種として衣をつけた食肉
- 合挽肉その他異種混合した食肉
- 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこ
んぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類

- 表面をあぶつた魚介類及び海藻類
- 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 調味した魚介類及び海藻類
(平成25年4月追加)
- こんぶ巻
(平成25年4月追加)
- ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類
- 表面をあぶつた魚介類
- フライ種として衣をつけた魚介類
- 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異
種混合したもの

(義務対象品目の選定要件)
 ①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般的に認識されている品目のうち、
 ②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

※22食品群については、日本標準商品分類(総務省)の分類を参考に制定